

時事新報は日本國中唯一の毎日刊行新聞紙なり

時事新報

第二千三百八十二號
明治廿二年八月十五日 (癸亥)
本報日
蓄曆巳丑七月十九日
八月十四日
八月十五日
八月十六日
八月十七日
八月十八日
八月十九日
八月二十日
八月二十一日
八月二十二日
八月二十三日
八月二十四日
八月二十五日
八月二十六日
八月二十七日
八月二十八日
八月二十九日
八月三十日
九月一日
九月二日
九月三日
九月四日
九月五日
九月六日
九月七日
九月八日
九月九日
九月十日
九月十一日
九月十二日
九月十三日
九月十四日
九月十五日
九月十六日
九月十七日
九月十八日
九月十九日
九月二十日
九月二十一日
九月二十二日
九月二十三日
九月二十四日
九月二十五日
九月二十六日
九月二十七日
九月二十八日
九月二十九日
九月三十日
十月一日
十月二日
十月三日
十月四日
十月五日
十月六日
十月七日
十月八日
十月九日
十月十日
十月十一日
十月十二日
十月十三日
十月十四日
十月十五日
十月十六日
十月十七日
十月十八日
十月十九日
十月二十日
十月二十一日
十月二十二日
十月二十三日
十月二十四日
十月二十五日
十月二十六日
十月二十七日
十月二十八日
十月二十九日
十月三十日
十一月一日
十一月二日
十一月三日
十一月四日
十一月五日
十一月六日
十一月七日
十一月八日
十一月九日
十一月十日
十一月十一日
十一月十二日
十一月十三日
十一月十四日
十一月十五日
十一月十六日
十一月十七日
十一月十八日
十一月十九日
十一月二十日
十一月二十一日
十一月二十二日
十一月二十三日
十一月二十四日
十一月二十五日
十一月二十六日
十一月二十七日
十一月二十八日
十一月二十九日
十一月三十日
十二月一日
十二月二日
十二月三日
十二月四日
十二月五日
十二月六日
十二月七日
十二月八日
十二月九日
十二月十日
十二月十一日
十二月十二日
十二月十三日
十二月十四日
十二月十五日
十二月十六日
十二月十七日
十二月十八日
十二月十九日
十二月二十日
十二月二十一日
十二月二十二日
十二月二十三日
十二月二十四日
十二月二十五日
十二月二十六日
十二月二十七日
十二月二十八日
十二月二十九日
十二月三十日

時事新報

遊て利を穿うする勿れ

遊て利を穿うする勿れ
遊遊の具に至るまでも只客の意に適ふ様にして
扱目かく備へ置き一度境入る者は其の財を遊盡
せしめれば歸らず遊樂の法す便利愉快にして
來遊の客ますます多し財を散せしめて
國を富ますと云ふ此程の本紙に載せたる巴里雜記
花の都の一篇を見ても彼の國人が心掛の程を知るに足
るべし抑も外客をして其の所を満ちるの面白きを快
く散せしめ懐中漸く寒くして快夢初めて覺め勿々歸途
に就かしむるが如きは畢竟美國樂國の體にして毫も取
つ可き所に非ざるのみか其美を誇ると共に自ら他國
人の金を吸収するの癖なれば實に忽せず可らざる
ものなるに然るに我國に於ては前條に記す如く天然
の富も乏しく其の樂國と稱しなから來遊の客が十日
の旅行中、僅ち千弗の金を費すに苦しみたりとは少
く遺憾の思ひなき能はざるや今や條約改正其歩を進
めて内地雜居の日も遠くらすと聞くから先づ此邊
の用意を大切にして其實際の趣向は幾々あるとなれ
ども茲に二三の例を擧ぐれば日本國中の名所遊蹟高山
大川は勿論都府市街等の由來里程より旅宿案内に至る
まで面白く英佛諸國の文に物し給入名所案内として出
版し來遊者の便に供するも妙なるべく先づ三府五港に
は美麗にして便利なる旅館を建て所々の勝地には夫れ
休泊の備を設け或は波止場停車場等又於て來遊者
に遊樂案内の便利を與ふるの工夫もあるべし或は遊
場、勸工場、茶屋、料理屋を始め芝居相撲其他の興行場
に於ても外人の嗜好を惹く法はさまざまあるべく何
事も進んで取るの心構を以て工夫を凝らさざれば限りな
きの人事、其道々を依りて限りなき妙案あるべし語ら
ず日本は主人役にして外人は遠來の珍客なりと心得
一家樂して油断なく待遇方に心を附けるとして入り來
る外人をして千弗は愚り知らず、數萬弗を消費する
も尚ほ物足りず覺えしむる仕掛となさば日本の富榮は
實に計るべからざるものあるべし外國人が内地に雜居
して諸種の事業にたづさはるに至らば我國財を掠め去
らるゝの結果あらんとて心配する者もあれども利を射
るの策は獨り彼等の専有に非ず我も我國人にして眞實
に利を重んじて進んで取るの心あらんには外來遊遊の
客を相手として富源の一端を開くに足る可し況んや
其他普通の商賈取引に於てを内地雜居必ずしも彼れ
を肥すのみ非ず我々の心掛次第にて自ら大に利する
ものとある可し小心翼々、徒に心配を催して退守の謀を
爲さんよりも臨機應變の大膽策を講じしければ故に條
約改正に付き異論も少ならざるよしされども其全體
の得失論は姑く擧げ外國人に利を專させざる可しとの
一義を以て内地雜居論を非難するが如きは我輩の感服
せざる所なり

遊遊の具

遊遊の具に至るまでも只客の意に適ふ様にして

遊遊の具に至るまでも只客の意に適ふ様にして
扱目かく備へ置き一度境入る者は其の財を遊盡
せしめれば歸らず遊樂の法す便利愉快にして
來遊の客ますます多し財を散せしめて
國を富ますと云ふ此程の本紙に載せたる巴里雜記
花の都の一篇を見ても彼の國人が心掛の程を知るに足
るべし抑も外客をして其の所を満ちるの面白きを快
く散せしめ懐中漸く寒くして快夢初めて覺め勿々歸途
に就かしむるが如きは畢竟美國樂國の體にして毫も取
つ可き所に非ざるのみか其美を誇ると共に自ら他國
人の金を吸収するの癖なれば實に忽せず可らざる
ものなるに然るに我國に於ては前條に記す如く天然
の富も乏しく其の樂國と稱しなから來遊の客が十日
の旅行中、僅ち千弗の金を費すに苦しみたりとは少
く遺憾の思ひなき能はざるや今や條約改正其歩を進
めて内地雜居の日も遠くらすと聞くから先づ此邊
の用意を大切にして其實際の趣向は幾々あるとなれ
ども茲に二三の例を擧ぐれば日本國中の名所遊蹟高山
大川は勿論都府市街等の由來里程より旅宿案内に至る
まで面白く英佛諸國の文に物し給入名所案内として出
版し來遊者の便に供するも妙なるべく先づ三府五港に
は美麗にして便利なる旅館を建て所々の勝地には夫れ
休泊の備を設け或は波止場停車場等又於て來遊者
に遊樂案内の便利を與ふるの工夫もあるべし或は遊
場、勸工場、茶屋、料理屋を始め芝居相撲其他の興行場
に於ても外人の嗜好を惹く法はさまざまあるべく何
事も進んで取るの心構を以て工夫を凝らさざれば限りな
きの人事、其道々を依りて限りなき妙案あるべし語ら
ず日本は主人役にして外人は遠來の珍客なりと心得
一家樂して油断なく待遇方に心を附けるとして入り來
る外人をして千弗は愚り知らず、數萬弗を消費する
も尚ほ物足りず覺えしむる仕掛となさば日本の富榮は
實に計るべからざるものあるべし外國人が内地に雜居
して諸種の事業にたづさはるに至らば我國財を掠め去
らるゝの結果あらんとて心配する者もあれども利を射
るの策は獨り彼等の専有に非ず我も我國人にして眞實
に利を重んじて進んで取るの心あらんには外來遊遊の
客を相手として富源の一端を開くに足る可し況んや
其他普通の商賈取引に於てを内地雜居必ずしも彼れ
を肥すのみ非ず我々の心掛次第にて自ら大に利する
ものとある可し小心翼々、徒に心配を催して退守の謀を
爲さんよりも臨機應變の大膽策を講じしければ故に條
約改正に付き異論も少ならざるよしされども其全體
の得失論は姑く擧げ外國人に利を專させざる可しとの
一義を以て内地雜居論を非難するが如きは我輩の感服
せざる所なり

遊遊の具に至るまでも只客の意に適ふ様にして
扱目かく備へ置き一度境入る者は其の財を遊盡
せしめれば歸らず遊樂の法す便利愉快にして
來遊の客ますます多し財を散せしめて
國を富ますと云ふ此程の本紙に載せたる巴里雜記
花の都の一篇を見ても彼の國人が心掛の程を知るに足
るべし抑も外客をして其の所を満ちるの面白きを快
く散せしめ懐中漸く寒くして快夢初めて覺め勿々歸途
に就かしむるが如きは畢竟美國樂國の體にして毫も取
つ可き所に非ざるのみか其美を誇ると共に自ら他國
人の金を吸収するの癖なれば實に忽せず可らざる
ものなるに然るに我國に於ては前條に記す如く天然
の富も乏しく其の樂國と稱しなから來遊の客が十日
の旅行中、僅ち千弗の金を費すに苦しみたりとは少
く遺憾の思ひなき能はざるや今や條約改正其歩を進
めて内地雜居の日も遠くらすと聞くから先づ此邊
の用意を大切にして其實際の趣向は幾々あるとなれ
ども茲に二三の例を擧ぐれば日本國中の名所遊蹟高山
大川は勿論都府市街等の由來里程より旅宿案内に至る
まで面白く英佛諸國の文に物し給入名所案内として出
版し來遊者の便に供するも妙なるべく先づ三府五港に
は美麗にして便利なる旅館を建て所々の勝地には夫れ
休泊の備を設け或は波止場停車場等又於て來遊者
に遊樂案内の便利を與ふるの工夫もあるべし或は遊
場、勸工場、茶屋、料理屋を始め芝居相撲其他の興行場
に於ても外人の嗜好を惹く法はさまざまあるべく何
事も進んで取るの心構を以て工夫を凝らさざれば限りな
きの人事、其道々を依りて限りなき妙案あるべし語ら
ず日本は主人役にして外人は遠來の珍客なりと心得
一家樂して油断なく待遇方に心を附けるとして入り來
る外人をして千弗は愚り知らず、數萬弗を消費する
も尚ほ物足りず覺えしむる仕掛となさば日本の富榮は
實に計るべからざるものあるべし外國人が内地に雜居
して諸種の事業にたづさはるに至らば我國財を掠め去
らるゝの結果あらんとて心配する者もあれども利を射
るの策は獨り彼等の専有に非ず我も我國人にして眞實
に利を重んじて進んで取るの心あらんには外來遊遊の
客を相手として富源の一端を開くに足る可し況んや
其他普通の商賈取引に於てを内地雜居必ずしも彼れ
を肥すのみ非ず我々の心掛次第にて自ら大に利する
ものとある可し小心翼々、徒に心配を催して退守の謀を
爲さんよりも臨機應變の大膽策を講じしければ故に條
約改正に付き異論も少ならざるよしされども其全體
の得失論は姑く擧げ外國人に利を專させざる可しとの
一義を以て内地雜居論を非難するが如きは我輩の感服
せざる所なり

本人服務ノ總務課長ニ願出ツヘシ
明治廿二年
八月十四日
海軍大臣伯西郷從道

各通 第一高等中學校教諭 秋月 胤永
第一高等中學校教諭 澤田 吾一
非職ヲ命ス(八月十二日文武部省)

○官林崩壞 源を岐原縣飛騨國に發し富山縣を貫通す
る神通川は去月二十八日來非常の濁水と變せしを以て
水源より大變動の生じたるものと推測し本縣官吏を派
し流域を調査せしむ本縣の山嶽等は取て異状なきも濁
水は上流に至るに従ひて益々濃厚となり岐原縣管轄界
に達すれば愈々甚しきを以て直に同縣津野警察分署及
郡役所に就き其狀況を問合せたるに去月二十四日午後
七時頃高原川(飛騨境界なり)上流上實村中尾組宇外ヶ
谷と稱する官林俄然變動し數十町崩壞溪谷を填塞し一
時は方一里滝水し危險甚かりしより高原川沿岸町村へ
警戒を發せしむ幸に深き三間、幅五間の噴水道を生じ
退水減水の模様あるに由り警戒を解けり實地詳細の狀
況は目下取調中なるを以て派出官吏は一先歸郷せしむ
同流域は本縣に於て最も重大の關係を有するに依り崩
壞の狀況等詳細の報告を岐原縣に照會中なり而して神
通川の濁水は現時殆ど復舊せり(富山縣)

○伊豆大嶋通信 當地波浮港は入口甚だ狹隘よて水底
も淺く大船の出入には常々困難なるも港内に入ると
は風浪の難なく且つ水底深くして周囲の懸崖には老松
古杉其他の雜木鬱蒼として水面を映し風景佳絶なり抑
も同港は昔時明神の手洗池と稱して海には接續せざる
池なりしと元祿年間秋廣某氏が掘鑿して海と繋けたる
處ありと扱此明神は當地の氏神とて毎年七月二十七日
が祭禮の當日に既に先日其祭禮も済みたる事なるが
若者連の素人手踊芝居等ありしと小學校は當港に一箇
處あり教師二名生徒の數六十餘名校舎狹隘に付近々増
築の筈なりと調査は毎年一名宛交代にて東京より出張
せり又去月末東京府より數名の吏員出張戶籍の取調に
着手せし處餘り是迄精確なる調査もなかりし爲め今度
の取調には非常に困難を究り調査利川氏の助力もあ
りて漸く調査を終りたりと物産中書寫は專業の者にて
はあらざれども各戸とも少く尙調査し昨年の調査に據
れば一箇村の收穫高麗凡と二石の割合なり本年生絲の
價は掛目十匁又付二十五匁價は一升に付拾六七匁置
も同養せり馬肉の價一匁一羽に付五十匁内外交は第一

羽に付七
津村に至
追々收利
錢小八厘
價にして
濱より時
等一頭に
にて半
騰貴する
長八尺
からす
鳥賊は俗
二厘生
是迄氣
と海草
目海若
○福岡の
境前協
事より
集議一
なまもの
の夜評
遂中止
とも同
單一評
非され
一應の
なり又
より同
建白書
上京す
十五日
今回の
山本三
會議員
務大臣
夜當地
自治會
をも傍
るを以
同道上
害の狀
しと云
○綿作
作に有
時は内
しが昨
收穫な
し来る
みて本
打積し
打積し
大害の
されし
は本年
三箇地
何に依

○海軍省告示第十二號
父母ノ重病ヲ看護セシムル爲メ海軍現役下士卒ノ歸郷
ヲ要スルトキハ親族若クハ近隣戶主二人以上連署ノ願
書ニ市町村長又ハ區長ノ認印ヲ受ケ醫師ノ診斷書ヲ添

○海軍省告示第十二號
父母ノ重病ヲ看護セシムル爲メ海軍現役下士卒ノ歸郷
ヲ要スルトキハ親族若クハ近隣戶主二人以上連署ノ願
書ニ市町村長又ハ區長ノ認印ヲ受ケ醫師ノ診斷書ヲ添

○海軍省告示第十二號
父母ノ重病ヲ看護セシムル爲メ海軍現役下士卒ノ歸郷
ヲ要スルトキハ親族若クハ近隣戶主二人以上連署ノ願
書ニ市町村長又ハ區長ノ認印ヲ受ケ醫師ノ診斷書ヲ添

○海軍省告示第十二號
父母ノ重病ヲ看護セシムル爲メ海軍現役下士卒ノ歸郷
ヲ要スルトキハ親族若クハ近隣戶主二人以上連署ノ願
書ニ市町村長又ハ區長ノ認印ヲ受ケ醫師ノ診斷書ヲ添

○海軍省告示第十二號
父母ノ重病ヲ看護セシムル爲メ海軍現役下士卒ノ歸郷
ヲ要スルトキハ親族若クハ近隣戶主二人以上連署ノ願
書ニ市町村長又ハ區長ノ認印ヲ受ケ醫師ノ診斷書ヲ添

○海軍省告示第十二號
父母ノ重病ヲ看護セシムル爲メ海軍現役下士卒ノ歸郷
ヲ要スルトキハ親族若クハ近隣戶主二人以上連署ノ願
書ニ市町村長又ハ區長ノ認印ヲ受ケ醫師ノ診斷書ヲ添

○海軍省告示第十二號
父母ノ重病ヲ看護セシムル爲メ海軍現役下士卒ノ歸郷
ヲ要スルトキハ親族若クハ近隣戶主二人以上連署ノ願
書ニ市町村長又ハ區長ノ認印ヲ受ケ醫師ノ診斷書ヲ添

○海軍省告示第十二號
父母ノ重病ヲ看護セシムル爲メ海軍現役下士卒ノ歸郷
ヲ要スルトキハ親族若クハ近隣戶主二人以上連署ノ願
書ニ市町村長又ハ區長ノ認印ヲ受ケ醫師ノ診斷書ヲ添

○海軍省告示第十二號
父母ノ重病ヲ看護セシムル爲メ海軍現役下士卒ノ歸郷
ヲ要スルトキハ親族若クハ近隣戶主二人以上連署ノ願
書ニ市町村長又ハ區長ノ認印ヲ受ケ醫師ノ診斷書ヲ添

○海軍省告示第十二號
父母ノ重病ヲ看護セシムル爲メ海軍現役下士卒ノ歸郷
ヲ要スルトキハ親族若クハ近隣戶主二人以上連署ノ願
書ニ市町村長又ハ區長ノ認印ヲ受ケ醫師ノ診斷書ヲ添

○海軍省告示第十二號
父母ノ重病ヲ看護セシムル爲メ海軍現役下士卒ノ歸郷
ヲ要スルトキハ親族若クハ近隣戶主二人以上連署ノ願
書ニ市町村長又ハ區長ノ認印ヲ受ケ醫師ノ診斷書ヲ添

○海軍省告示第十二號
父母ノ重病ヲ看護セシムル爲メ海軍現役下士卒ノ歸郷
ヲ要スルトキハ親族若クハ近隣戶主二人以上連署ノ願
書ニ市町村長又ハ區長ノ認印ヲ受ケ醫師ノ診斷書ヲ添

○海軍省告示第十二號
父母ノ重病ヲ看護セシムル爲メ海軍現役下士卒ノ歸郷
ヲ要スルトキハ親族若クハ近隣戶主二人以上連署ノ願
書ニ市町村長又ハ區長ノ認印ヲ受ケ醫師ノ診斷書ヲ添

○海軍省告示第十二號
父母ノ重病ヲ看護セシムル爲メ海軍現役下士卒ノ歸郷
ヲ要スルトキハ親族若クハ近隣戶主二人以上連署ノ願
書ニ市町村長又ハ區長ノ認印ヲ受ケ醫師ノ診斷書ヲ添

○海軍省告示第十二號
父母ノ重病ヲ看護セシムル爲メ海軍現役下士卒ノ歸郷
ヲ要スルトキハ親族若クハ近隣戶主二人以上連署ノ願
書ニ市町村長又ハ區長ノ認印ヲ受ケ醫師ノ診斷書ヲ添

○海軍省告示第十二號
父母ノ重病ヲ看護セシムル爲メ海軍現役下士卒ノ歸郷
ヲ要スルトキハ親族若クハ近隣戶主二人以上連署ノ願
書ニ市町村長又ハ區長ノ認印ヲ受ケ醫師ノ診斷書ヲ添

○海軍省告示第十二號
父母ノ重病ヲ看護セシムル爲メ海軍現役下士卒ノ歸郷
ヲ要スルトキハ親族若クハ近隣戶主二人以上連署ノ願
書ニ市町村長又ハ區長ノ認印ヲ受ケ醫師ノ診斷書ヲ添

○海軍省告示第十二號
父母ノ重病ヲ看護セシムル爲メ海軍現役下士卒ノ歸郷
ヲ要スルトキハ親族若クハ近隣戶主二人以上連署ノ願
書ニ市町村長又ハ區長ノ認印ヲ受ケ醫師ノ診斷書ヲ添